

○振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

平成24年3月30日  
告示第32号

振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域、法第4条第1項に規定する特定工場等において発生する振動の規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）別表第1付表第1号に規定する区域並びに規則別表第2備考第1項及び第2項に規定する道路交通振動の限度に係る区域及び時間を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

（振動の規制地域及び区域の区分）

- 1 法第3条第1項に規定する住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下「指定地域」という。）は、東海市全域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）とし、その区分は、次のとおりとする。

区域の区分		指定地域
第1種区域	1	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
	2	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	1	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
	2	工業地域

備考 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域とは同法第5条第1項、第2項又は第4項の規定により指定された区域であって、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

（特定工場等において発生する振動の規制基準）

2 法第4条第1項に規定する指定地域内における特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前7時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前7時まで
第1種区域	1	60デシベル	55デシベル
	2	65デシベル	55デシベル
第2種区域	1	65デシベル	60デシベル
	2	70デシベル	65デシベル

備考

1 工業地域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、この表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内における基準は、この表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。（前号の適用を受ける区域は除く。）

（特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準により指定する区域）

3 規則別表第1付表第1項に該当する地域は、第1項に規定する区域のうち次に掲げる区域とする。

(1) 第1種区域及び第2種区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

(2) 工業地域に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人

ホームの敷地の周囲80メートルの区域

(道路交通振動の限度に係る区域の区分及び時間の区分)

4 規則別表第2備考第1項に規定する道路交通振動に係る区域の区分及び同表備考第2項に規定する時間の区分は、次のとおりとする。

(1) 規則別表第2備考第1項の第1種区域及び第2種区域の区分は、次のとおりとする。

第1種区域	第1項に定める第1種区域
第2種区域	第1項に定める第2種区域

(2) 規則別表第2備考第2項の時間の区分は、次のとおりとする。

昼間	午前7時から午後8時まで
夜間	午後8時から翌日の午前7時まで